



15消安第6360号
平成16年2月26日

各都道府県知事 へ

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

牛のせき柱を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布され、5月1日から施行することとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が、平成15年11月21日に食品安全委員会より示されたところである。

現在、飼料については、特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項に規定する特定部位をいう。以下同じ。）についてはと畜場における焼却が義務付けられていることを前提として、牛海綿状脳症のまん延防止を図るためのリスク管理措置を講じている。

しかしながら、牛のせき柱については、これまでの特定部位と異なり、と畜場での焼却が義務付けられていないことから、牛のせき柱を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要がある。

このため、牛等（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）用飼料について、レンダリング処理された反すう動物由来の動物性油脂の使用を禁

止するとともに、家畜等（牛等を除く。）用飼料について、牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについての農林水産大臣の確認制度の導入等を行うこととし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の概要

1 成分規格について

- (1) 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ（図参照）。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であって反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならないこととされた（省令別表第1の4の（1）のウ）。
- (2) 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含んではならないこととされた（省令別表第1の4の（1）のエ）。

2 製造方法の基準について

- (1) 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）は、牛等を対象とする飼料に用いてはならないこととされた（省令別表第1の4の（2）のイ）。
- (2) 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料に用いてはならないこととされた（省令別表第1の4の（2）のウ）。

3 使用方法の基準について

- (1) 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等に対し使用してはならないこととされた（省令別表第1の4（3）のア）。
- (2) 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む

飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならないこととされた（省令別表第1の4の（3）のイ）。

4 保存方法の基準について

- （1）動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（4）のア）。
- （2）動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（4）のイ）。
- （3）動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（4）のウ）。

5 表示の基準について

- （1）動物性油脂を含む家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、対象家畜等を表示することとされた（省令別表第1の1の（5）のイの（オ））。
- （2）確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（5）のイ）。
- （3）確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならないこととされた（省令別表第1の4の（5）のウ）。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

第3 農林水産大臣の確認について

- 1 対象となる動物性油脂について

- (1) 動物性油脂の製造工程にその部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第 1 4 条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、せき髄等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、せき柱も含まれることから、飼料利用を禁止したものである。
- (2) 動物性油脂の輸入にあたっては、輸入業者は、原料に特定部位及びせき柱が含まれていないこと並びにと畜場法第 1 4 条第 6 項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛由来のものを用いていないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写しを当該動物性油脂に添付するものとする。
- (3) 食用として出荷され流通している動物性油脂については、食品衛生法により、牛のせき柱の排除等についての規格等が定められていることから、飼料として利用する場合には、省令別表第 1 の 4 の (1) のウに規定する農林水産大臣の確認 (以下「大臣確認」という。) は要さない。ただし、食用の動物性油脂と同じ製造工程であっても、飼料用途として特定動物性油脂以外の動物性油脂を製造する場合は、この限りでない。
- また、飲食店等から回収された使用済の食用油 (いわゆる回収食用油) を飼料用途として使用する場合にあつては、動物性油脂が混入していないことが明らかな場合 (野菜のみを調理した場合等) 以外は、動物性油脂として取り扱うこととする。この場合、不溶性不純物の含有量が 0.02 % 以下の回収食用油は特定動物性油脂として、それ以外の回収食用油は確認済動物性油脂として扱う。
- なお、飼料製造業者が回収食用油を使用するにあつては、回収先のリスト等により当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるものに限ることとする。
- (4) 確認済動物性油脂、特定動物性油脂、回収食用油、植物性油脂等を単に混合・調製等したいわゆる混合油脂を製造する工程については、大臣確認を要さない。

2 製造工程の確認手続について

- (1) 大臣確認 (第 3 の 3 に規定する変更の確認を除く。) を受けようとする動物性油脂の製造業者は、別記様式第 1 号により、独立行政法人肥飼料検査所 (以下「検査所」という。) を経由して確認申請を行うものとする。

- (2)(1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が別紙1の飼料用動物性油脂の製造工程に関する基準(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。
- (3)確認済動物性油脂の製造業者は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して返納させるものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

- ア 確認済動物性油脂の製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、検査所を経由して変更確認申請を行うものとする。
- イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。
- ウ 確認済動物性油脂の製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、2の(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認済動物性油脂の製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るとともに、2の(2)の通知に係る確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認済動物性油脂の製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第4 製造設備の故障等についての対応

確認済動物性油脂の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済動物性油脂の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第5 動物性油脂又は動物性油脂を含む飼料の表示について

省令別表第1の1の(5)及び別表第1の4の(5)に規定する動物性油脂又は動物性油脂を含む飼料の主な表示方法については、別紙2を参照されたい。

第6 帳簿の備付けについて

動物性油脂は、その由来する動物種、不溶性不純物の含有量の違いにより、使用できる対象家畜等が異なることとなることから、飼料又はその原料として用いることができる動物性油脂については、当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるよう、動物性油脂の製造業者にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第52条の規定に基づき、動物性油脂の原料の由来(確認済動物性油脂又は特定動物性油脂の別、由来する動物種等(家きん由来、豚由来、牛由来又は回収食用油をいう。)の別をいう。)を帳簿に記載するとともに、同条に準じて製造に係る不溶性不純物の含有量の管理、記録を励行することとする。また、原料収集先の一覧表を備えることとする。

配合飼料製造業者等において動物性油脂を使用する場合は、当該油脂の由来(原料及び回収食用油についてはその回収先等)が確認できるもののみを使用することとする。

第7 施行期日等

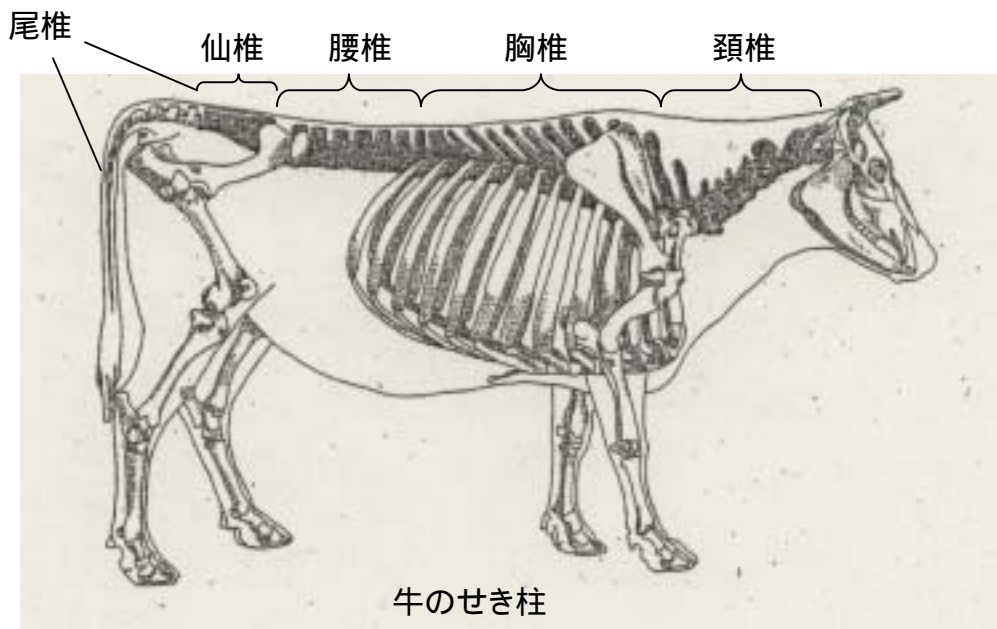
- 1 改正省令は、平成16年5月1日から施行することとされた。
- 2 大臣確認については、施行期日前においても行うことができることとされた。

また、改正省令の施行前に製造された飼料については、平成16年6月30日までは、なお従前の例によることができることとされた。

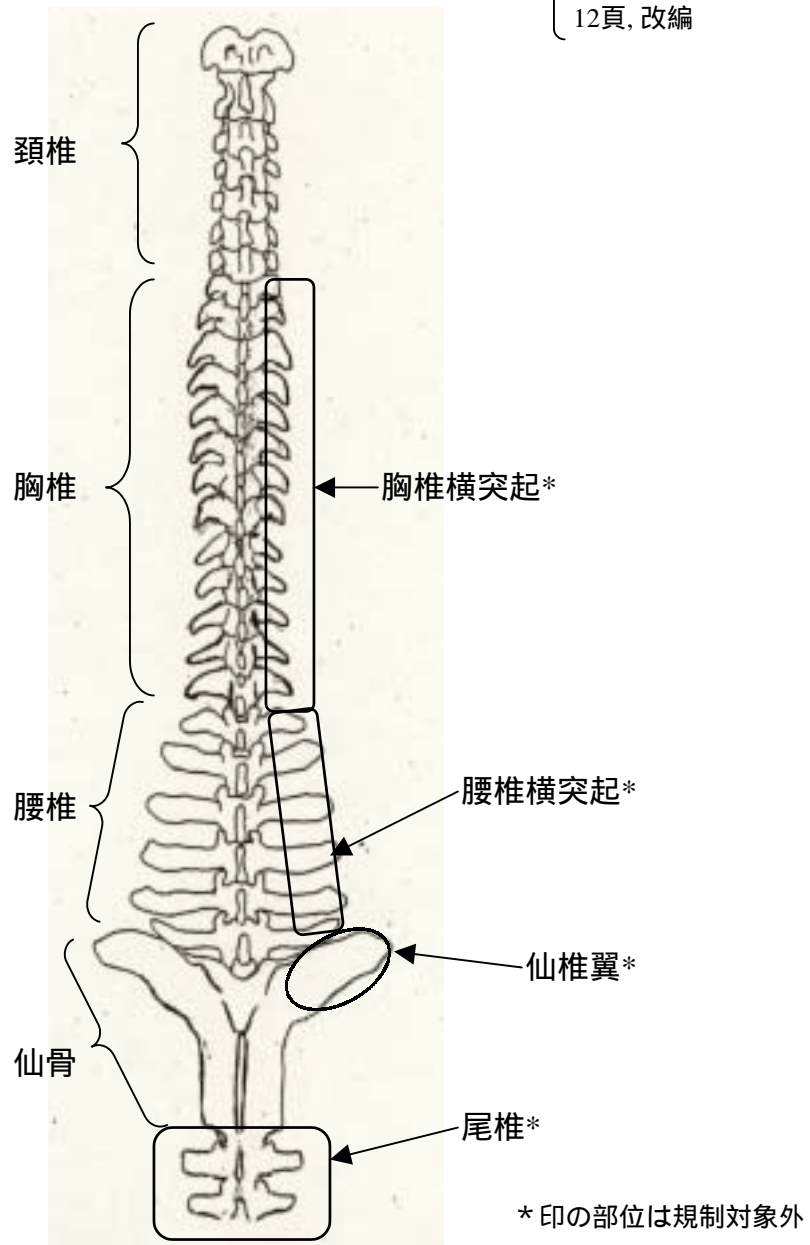
- 3 なお、施行期日前の大臣確認については、施行期日において大臣確認を受けていない工程で製造した場合には飼料安全法第4条の規定に違反することとなること、他方、確認申請から大臣確認までの間には現地調査が必要であるなど所要の日数を要すること、この場合の所要の日数について業者間で不公平が生じることをできるだけ避ける必要があることから、現地調査等の手続を計画的に進めていく必要がある。このため、平成16年4月中旬を目途にその時点で現地調査が可能な事業場について一斉に現地調査を行い、不十分な事業場における製造工程については、再度、

現地調査を行うこととするので、御了知いただくとともに、早期に確認申請をされるよう御協力いただきたい。

また、改正省令の施行前に製造された飼料で確認済動物性油脂を含むものは改正省令の施行前であっても確認済動物性油脂を含む旨の表示を行っても差し支えない。



〔山内昭二(1980):牛病学〕
12頁, 改編



牛のせき柱模式図(背側)

飼料用動物性油脂の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添の「飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準」(以下「確認基準」という。)の要件を満たす原料収集先からの原料であって原料供給管理票が携行されたもの又は(4)及びの契約を締結した者からのもののみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

確認基準を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

原料受入時に受入れ原料にせき柱又は死亡牛(以下「せき柱等」という。)が混入していないことを供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、せき柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)及びの契約を締結したもからの原料であることを確認し、帳簿に記載すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者と又は及びを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

原料収集先等は、確認基準を満たすこと。

原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。また、帳簿については8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

- (1) 確認を受ける飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。
- (2) 確認を受ける飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、動物性油脂供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。
- (3) 確認を受ける飼料用動物性油脂の製造業者は、出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また帳簿については、8年間保存すること。

4 製品輸送に係る基準

確認を受ける飼料用動物性油脂は専用の輸送容器を用いること。

5 製造・品質管理者

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造業者は、製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、保存すること。

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

- (1) 動物性油脂の原料となる副産物(以下「副産物原料」という。)は、牛のせき柱(以下「せき柱」という。)及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位と分別されていること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易にせき柱を投入できる位置に牛のせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛のせき柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が発行されること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、副産物原料を入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料とせき柱を混載して出荷する場合は、せき柱専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱が入っている旨を明示されていること。
- (7)(1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認、記録されていること。
- (8)(1)から(7)までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器がせき柱を入れる容器と共用されておらず、せき柱が混入しないように輸送されていること。
- (2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都 区 町 確認責任者の職名・氏名
事業場の名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目
供給する原料の種類	牛せき柱除外済み牛副産物
出荷年月日	平成 年 月 日
出荷数量	kg

供給する原料の種類については、牛せき柱が含まれていないこと、具体的な由来動物について明記する。

(動物性油脂供給管理票の記載例)

動物性油脂供給管理票	
飼料用動物性油脂供給業者の氏名又は名称及び住所	××株式会社 東京都××区××町 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	××株式会社××工場 ××県××市××丁目
供給する動物性油脂の種類	牛由来油脂
供給する動物性油脂の名称	確認済牛由来油脂1号
出荷年月日	平成 年 月 日
荷姿、出荷数量	タンクローリー リットル
受入年月日	平成 年 月 日
荷姿、入荷数量	タンクローリー リットル
荷受業者の氏名又は名称及び住所	飼料株式会社 東京都 区 町 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太線上段は、動物性油脂供給者が記入すること。

太線下段は、荷受者が記入すること。

表示例 1 (牛等用に使用可能な動物性油脂)

飼料の名称	
飼料の種類	動物性油脂(混合油脂)(注1)
製造年月	平成 年、 月
製造業者の氏名又は名称	株式会社
及び住所	県 市 町 番地
製造事業場の名称	株式会社 工場
及び所在地	県 市 町 番地
不溶性不純物	. %以下
含有する飼料添加物の名称及び量	
エトキシキン	%
〔注意〕(注2)	
1 この飼料は、確認済動物性油脂(反すう動物に由来しないもの)です。	
2 ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料には、使用できません。	

注1：飼料の種類の記事方法

回収食用油(動物性油脂とみなされるものに限る。以下同じ。)の場合は、回収食用油である旨を記載する。

2種類以上の区分の油脂を混合している(可能性のある)油脂(以下「混合油脂」という。)の場合は、混合油脂である旨を記載する。

特定動物性油脂、回収食用油(特定動物性油脂の成分規格に適合するものに限る。)又はそれらを混合した油脂(特定動物性油脂の成分規格に適合するものに限る。)にあっては、「特定動物性油脂」と記載する。

(飼料の種類の記事例)

特定動物性油脂、特定動物性油脂(回収食用油)、特定動物性油脂(混合油脂)
動物性油脂、動物性油脂(回収食用油)、動物性油脂(混合油脂) 等

注2： 特定動物性油脂に該当する油脂以外の動物性油脂(回収食用油及び混合油脂を含む。)であって、反すう動物由来の油脂を含まないものについては、確認済動物性油脂(反すう動物に由来しないもの)である旨、及びほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料に使用できない旨を記載する。

表示例 2 (牛等以外用動物性油脂)

飼料の名称	
飼料の種類	動物性油脂(回収食用油)(注1)
対象家畜等	牛、めん羊、山羊及びしかを除く家畜等(注2)
製造年月	平成 年 月
製造業者の氏名又は名称	株式会社
及び住所	県 市 町 番地
製造事業場の名称	株式会社 工場
及び所在地	県 市 町 番地
不溶性不純物	. %以下
含有する飼料添加物の名称及び量	
	エトキシキン %
使用上及び保存上の注意(注2)	
	1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
	2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。
[注意](注2)	
	この飼料は、確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)です。

注1：飼料の種類の記事方法

回収食用油の場合は、回収食用油である旨を記載する。

混合油脂の場合は、混合油脂である旨を記載する。

(飼料の種類の記事例)

動物性油脂、動物性油脂(回収食用油)、動物性油脂(混合油脂) 等

注2：反すう動物由来の油脂を含む(可能性のある)動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)

については、対象家畜等、使用上及び保存上の注意並びに確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)である旨を記載する。

表示例 3 (動物性油脂を原料とした粉末油脂)

飼料の名称	
飼料の種類	混合飼料(粉末油脂)
製造年月	平成 年 月
製造業者の氏名又は名称	株式会社
及び住所	県 市 町 番地
製造事業場の名称	株式会社 工場
及び所在地	県 市 町 番地
原料とした動物性油脂中の 不溶性不純物	. %以下
含有する飼料添加物の名称及び量	
エトキシキン	%
原材料名(注)	
特定動物性油脂、カゼイン	

注： 原材料として特定動物性油脂を使用している場合は、原材料名に「特定動物性油脂」と記載する。

特定動物性油脂以外の動物性油脂を使用している飼料にあつては、

反すう動物由来の油脂を含まない場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来しないもの)である旨、及びほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料に使用できない旨を記載する。

反すう動物由来の油脂を含む(可能性のある)場合は、対象家畜等、使用上及び保存上の注意並びに原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)である旨を記載する。

表示例 4 (動物性油脂を使用している配合飼料)

飼料の名称	印 用配合飼料		
飼料の種類	用配合飼料		
製造年月	平成	年	月
製造業者の氏名又は名称及び住所	株式会社	県	市 町 丁目 番地
製造事業場の名称及び所在地	株式会社	工場	××県××市×町×丁目×番地
対象家畜等	ほ乳期子豚(体重が30kg以内の豚)		

含有する飼料添加物の名称及び量	マイシン	g力価/トン
	ビタミンC、	、

(注意) 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。
 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。
 3 この飼料の原材料に使用している動物性油脂は、確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)及び特定動物性油脂です。(注1)

使用上及び保存上の注意(注2)

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

原材料名等 (注1)

原材料の区分	配合割合	原 材 料 名
穀 類	70%	とうもろこし、マイロ、(大麦)
その他	10%	動物性油脂、特定動物性油脂

(注)

- 1 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- 2 ()内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

注1： 原材料として特定動物性油脂を使用している場合は、原材料名に「特定動物性油脂」と記載する。

特定動物性油脂以外の動物性油脂を使用している場合にあっては、

反すう動物由来の油脂を含まない場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来しないもの)である旨を記載する。

反すう動物由来の油脂を含む(可能性のある)場合は、原材料に使用している動物性油脂が確認済動物性油脂(反すう動物に由来するものを含む)である旨を記載する。

注2： 使用上及び保存上の注意の記載について

反すう動物由来動物性油脂を含む(可能性のある)動物性油脂(特定動物性油脂を除く。)を使用している飼料の場合に記載する。

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における飼料用動物性油脂の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の4の（1）のウの規定による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

（1）原料収集先の一覧表（別添）

（2）原料収集先と締結した契約書の写し

（3）製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

(別添)

原料収集先の一覧表

確認事業者名及び事業場の名称 _____

確認事業者連絡先（電話番号） _____

業種	業者名及び事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認事業者名及び事業場の名称」及び「確認事業者連絡先」は、2枚目以降には記載不要。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署への電話番号等連絡先を記載。

別記様式第2号

農林水産省指令 番号

市 区 町 番地
会社
代表取締役

年 月 日付で申請のあった下記の事業場における飼料用動物性油脂の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の4の（1）のウの規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた飼料用動物性油脂の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の4の（1）のウの規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。

2 正本1部及び副本2部を提出すること。

別記様式第4号

農林水産省指令 番号

市 区 町 番地
会社
代表取締役

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた下記の事業場における飼料用動物性油脂の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の（1）のウの規定により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた飼料用動物性油脂の製造工程については、下記のとおり飼料用動物性油脂の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6360号）第3の3の（2）の規定により飼料用動物性油脂の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6360号）第3の3の（3）の規定に基づき、 年 月 日付けで飼料用動物性油脂の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更年月日

備考：1 原料収集先の変更の場合は、添付書類として変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。
2 正本1部及び副本2部を提出すること。